

埼玉県省エネナビゲーター事業実施要綱

(目的)

第1 埼玉県省エネナビゲーター事業は、事業者からの要請に基づき省エネナビゲーターを県内事業所に派遣し、省エネ診断やフォローアップ等を行うことにより、事業者の省エネルギー対策を促進し、もって県内の温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において省エネナビゲーター（以下「ナビゲーター」という。）とは、エネルギーの使用の合理化や再生可能エネルギーの活用（以下「省エネ等」という。）に関し、専門的知識・経験を有する者として埼玉県に登録された者をいう。

2 この要綱において省エネ診断、フォローアップ等とは、ナビゲーターが直接事業所を訪問し、電気やガスなどエネルギーの使用状況を実地に把握した上で、省エネ等に関する提案や技術的な助言を行うことをいう。

(支援の対象)

第3 ナビゲーターの支援対象は、原則として、年間のエネルギー使用量（原油換算値）が概ね15k1以上1,500k1未満の県内事業所とする。

(ナビゲーターの登録)

第4 ナビゲーターは、次の各号に掲げるいずれかの要件に該当する者の中から、温暖化対策課長が認定し、登録する。

- (1) エネルギー管理士、建築設備士、電気主任技術者、ガス主任技術者、ボイラー技士又は技術士（機械、電気電子、衛生工学）の資格を有する者
- (2) 省エネルギー診断業務又はこれに準ずる業務の経験が3年以上ある者
- (3) 企業等において、エネルギー管理の実務の経験が3年以上ある者
- (4) 前各号に掲げるものと同等の知識・経験を有するものとして、温暖化対策課長が認めた者

2 温暖化対策課長は、前項の規定によりナビゲーターを登録したときは、当該登録を受けたナビゲーターに対して、その旨を通知する。

(支援の要請)

第5 ナビゲーターによる省エネ診断を希望する事業者は、埼玉県省エネナビゲーター支援申込書（様式第1-1）を温暖化対策課長に提出するものとする。

2 過去に受診した省エネ診断のフォローアップを希望する事業者は、埼玉県省エネナビ診断フォローアップ申込書（様式第1-2）を温暖化対策課長に提出するものとする。

(支援の調整)

第6 温暖化対策課長は、提出された申込書等を審査し、ナビゲーターの派遣が適当と判断される場合は、派遣日程等について事業者と派遣予定のナビゲーターとの調整を図るものとする。

2 温暖化対策課長は、派遣日程等を決定した場合は、埼玉県省エネナビゲーター業務依頼書（様式第2）により派遣するナビゲーターに対し通知する。

(ナビゲーターの業務)

第7 ナビゲーターは、事業所の規模・状況に応じて、1名若しくは3名以内のチームで省エネ診断等を行い、その結果を診断レポートとしてとりまとめるものとする。

(実施報告等)

第8 ナビゲーターは、省エネ診断等の実施後速やかに、埼玉県省エネナビゲーター業務報告書(様式第3。以下「報告書」という。)を温暖化対策課長に提出するものとする。

2 温暖化対策課長は、提出された報告書のうち、診断レポートまたはフォローアップ実施報告書をナビゲーターの派遣を受けた事業者へ送付する。

(ナビゲーターの遵守事項)

第9 ナビゲーターは、温暖化対策課長が別に定める倫理規程(以下「倫理規程」という。)を遵守しなければならない。

(ナビゲーターの登録取消)

第10 温暖化対策課長は、ナビゲーターが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該ナビゲーターの登録を取り消すことができる。

- (1) 本人から登録取消の申し入れがあったとき。
- (2) 倫理規程に反する行為があったとき。
- (3) 本事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められるとき。
- (4) 健康上その他の理由により、業務が行えないと認められるとき。

2 温暖化対策課長は、前項の規定によりナビゲーターの登録を取り消したときは、その旨を当該ナビゲーターに通知する。

(経費の負担等)

第11 温暖化対策課長は、第8第1項の規定により提出され、所定の審査を終了した報告書を受理後、速やかにナビゲーターに対して、担当した役割に応じて別表に定める謝金を支払うものとする。謝金は交通費及び診断レポート等の作成費用を含むものとする。

2 県は、ナビゲーターを派遣する際、ナビゲーターの活動に係る傷害保険に加入する経費を負担するものとする。

3 ナビゲーターの派遣を受けた事業者は、支援に係る費用一切を負担しないものとする。

(その他)

第12 本事業の庶務は、温暖化対策課において行うものとする。また、この要綱に定めるほか、本事業の運営に関し必要な事項は、温暖化対策課長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

埼玉県省エネナビゲーター謝金基準

役割	単価（円）	業務内容
リーダー	40,000円/回	診断レポート取りまとめ、提案個票の作成、報告会の対応
サブリーダー	30,000円/回	提案個票の作成、リーダーの補佐
その他	25,000円/回	フォローアップの実施 特定分野の省エネ診断、上記以外の業務

様式第2

令和 年 月 日

(省エネナビゲーター) 様

埼玉県環境部温暖化対策課長

埼玉県省エネナビゲーター業務依頼書

別紙のとおり支援申込があったので、省エネナビゲーターの業務を依頼します。

記

- 1 実施事業所
- 2 実施日時
- 3 その他

様式第3

令和 年 月 日

(あて名)
埼玉県環境部温暖化対策課長

省エネナビゲーター名 _____

埼玉県省エネナビゲーター業務報告書

省エネ診断等の結果を、下記のとおり報告します。

記

- 1 実施事業所
- 2 実施日時
- 3 実施結果
別添のとおり
- 4 報告書完成日時

別添

埼玉県省エネナビゲーター事業

省エネ診断レポート

診断事業所名：株式会社〇〇〇〇

〈埼玉県〉

平成 年 月

1. 事業所と診断事業所の概要
2. エネルギー管理状況と総括
3. エネルギー使用状況
4. 提案内容（コスト、CO₂削減効果を含む）